

## 多度津町農業委員会議事録

令和元年6月20日午前8時53分より午前9時36分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階第一会議室において開催する。

その状況は次のとおり

- |       |   |
|-------|---|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について                                |
| 議案第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について                                |
| 議案第3号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について            |
| 議案第4号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定について |
| 報告    | その他   |

出席状況

出席委員

農業委員（14名）

議長	秋山	義充
職務代理者（2番）	土田	敏雄
職務代理者（3番）	大山	島弘
4番委員	山崎	義行
5番委員	斯波	明美
6番委員	塩入	明彦
7番委員	香川	篤篤
8番委員	亀山	均均
9番委員	大谷	泰則
10番委員	三野	敏彦
11番委員	横關	幹夫
12番委員	矢野	和幸
13番委員	松浦	俊正
14番委員	中村	稔稔

農地利用最適化推進委員（1名）

1番委員	堀家	徹
3番委員	大西	和芳
4番委員	山地	正夫
5番委員	松岡	安男
6番委員	篠原	壽雄
7番委員	村井	文数
8番委員	松井	求求

欠席委員

農業委員（0名）

農地利用最適化推進委員（1名）

2番委員	塚本	繁造
------	----	----

農業委員会事務局職員

事務局長	亀山	佳久
農地係長	吉田	清司
主事	西岡	知美

## 審 議 内 容

- 事務局長 そうしたら、皆さんおはようございます。  
定刻より少し早いですがそろいましたので、ただいまから令和元年6月の多度津町農業委員会定例会を開催いたします。  
それでは、開会に当たりまして、秋山会長よりご挨拶申し上げます。
- 会長 おはようございます。  
雨ということで、夕べぐらいからちょっと粗い雨が、またけさあたりも降っています。きのうも小委員会のパトロールをしますと、もう田植えもできているところと、「おいでまい」が今からですか。ということで、非常にまあ、水が張られて代をかい田植えができれば、やっぱり農地の価値があるなあと。これで田植え、ほんで今から生育という感じで、何か田んぼが喜んだような感じがして、非常に見応えのある田舎の風景、田園風景、非常に楽しみにしておるところであります。  
そういう時期でございまして、委員の皆様には何かとご多用な中、ご出席いただきましてありがとうございます。  
早速ではございますが、開会いたしたいと思えます。よろしくご審議のほどお願いします。
- 事務局長 ありがとうございます。  
それでは、本日の農業委員会定例会の出欠でございます。本日は、推進委員の塚本さんから所用のため欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告させていただきます。  
本日は、14名全ての委員さんのご出席を賜っております。本会議の成立でございますが、出席委員は14名中14名でございますので、多度津町農業委員会規則第6条にございます過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。  
それでは、議長の選出でございますが、多度津町農業委員会規則第4条に、会長は議長となり、議事を整理することになっておりますので、秋山会長をお願いいたします。  
それでは、進めさせていただきます。  
まず、署名委員の選出のほうでございますが、例によりまして私のほうより指名させていただきます。8番の亀山委員さん、9番の大谷委員さん、よろしく申し上げます。  
それから、昨日の小委員会の報告のほうを山崎委員さん、よろしくお願いいたします。
- 4番委員 それでは報告させてもらいますので、ひとつよろしく申し上げます。  
昨日9時から、局長を初め吉田君、それと会長、代行の土田、大島、

もとい私と村井委員さんとで先に現地確認ということで参りました。

それで、今月は相当5条申請が出ておりました、ちょっと時間とりましたが、ここへまた帰ってきて一応検討しましたが、第1号議案、これは生前贈与でございます。

それで、第2号議案は、これは所有権の移転、これ5条申請ですが、ここで1件、ちょっと農地が分断するんですが、分家住宅ということで、県のほうの許可を得るとということでございますので、また後から詳しい説明があると思いますが、小委員会では大きい問題はないという結論を出して、また皆さんに説明の中で審議をよろしくお願いしたいと思っております。

以上で報告を終わらせていただきます。

議長

ありがとうございました。

それでは、議案のほうに移らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局お願いいたします。

事務局

議案第1号をごらんください。

**【議案第1号1番から2番について 議案書を基に朗読】**

補足といたしまして、番号1番につきましては、譲り渡し人は生前一括贈与としており、譲り受け人は親より受贈となります。

番号2番につきましては、譲り渡し人は労働力不足としており、譲り受け人は経営規模の拡大となります。

以上、2件の申請につきましては、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も近く問題がないこと、農業委員会が定める下限面積の3,000平米を取得する農地を含めて超えていることから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長

議案第1号、3条申請になりますが、皆さんのほうからご意見、ご質問等ございましたらご発言いただきたい。

昨日もちょっと出よったんやけど、生前一括贈与、これは地域によって使いやすいというんか、利用したほうがええではないかという地域もあるんで、担当地区、相談があった場合にはこんな活用を勧めたらいいのでないかな。担当地区によるわな。矢野さんとかや堀江、篠原さんところのほうは一番かもわからんな。篠原、塩入さん、矢野さんところもか

- なあ。
- 1 2 番委員 一括贈与したほうがメリットがあるん。
- 議長 相続のほうが、相続税のほうをみんな一般的に今までは心配して活用をしようたわな。
- 6 番委員 先にしとったら、相続税はどないなるんですか。かからんの。
- 議長 ちょっと、ほな事務局。資料なかったら、来月にでもしますから。こういう機会に、わしは勉強して、それで担当地区、何かあったときには相談になってあげて…。
- 1 2 番委員 贈与税はかかるんでしょう。
- 議長 0や。
- 4 番委員 地域によって。
- 議長 贈与税0や。
- 1 1 番委員 課税対象額によるやろう。
- 議長 ちょっと、ほんならわかる範囲に。西岡さんわかる。わからなかったら来月でもええ。
- 事務局 では、来月に説明します。
- 議長 来月にしますか。
- 4 番委員 そのほうがええわ。一遍勉強しといたらな。
- 議長 こういうなんが出るたびに、それぞれ勉強したほうがええ。
- 推1 番委員 ちょっと、教えてください。一緒に。生前一括贈与するわな。ほんで、名義が変わるわな、子供に。名義がな、土地の。生前一括贈与するけに。ほんで今度、若いけん、まだ子供が。生前一括贈与するんだけど、耕作が、親がちょっとするというのはだめっていうこと。
- 事務局 だめですね。
- 職務代理者(2 番) もらった人が、自分でやりますという条件で税を減額してもろうとるはずなんです。だから、こうやってした分は法人にも持ち込めません。自分がやりますと言うとるんやから。
- 4 番委員 ほんで、この件も奥白方のやけどな、もう1年前から親から自分に変えて、ほんで親を給料にして自分でやってる。ほなけん、そのほうは問題ありません。
- 議長 横關さん、ちょっと0という表現は悪かったな。納税の猶予やから。納税猶予になるんや。
- 1 1 番委員 だから、このケースでも恐らく生前する前に耕作権を譲渡する以前の段階で納税猶予として、今度新しく親から子へ行く、子の人が結局その後納税猶予のために耕作権を取得しているといった場合の税金の対策と、いきなり一括で親から子へ相続するっていうのは、その土地、その

畑とか田んぼによって評価額によって変わってくると思うんですよ。だから、そこらが結局税金の関係と我々で耕作権の関係があるから、一概にどうのこうのとはちょっと言えないかなと思いますので、だから恐らくそれなりの対策はしてると思うんです。

議長                    そうしたら、正式には来月。それと西岡さん、できたら生前一括贈与のパフレットみたいなんがあるはずや。

事務局                ちょっと、確認してみます。

議長                    会議所が出しよんがあるはずや。それを高松聞いて取り寄せられんかったら一部だけコピーするとか。全部取り寄せるんが、買うようになるんかどうかならんけど、いけるんやったらみんなに配付できるようにとか、また考えとって。

事務局                わかりました。

1 1 番委員            会長、やっぱり以前からよくあったのが、結局農業者年金をもらうために、やっぱり親から子に名義変更するケースが多々ありましたよね。

議長                    それは、またこれと、生前一括贈与と違う。

1 1 番委員            いやいや、そのためにね。そういうんで、結局生前一括贈与をするという場合が……。

4 番委員              名義までは変えよらなんだわ。

議長                    移譲やが、あれは。

4 番委員              うん、移譲はしよる。

議長                    また、年金とは。農業者年金は簡単な。経営移譲のことを言いよん、横關さんな。経営移譲、それとはまた全く違う。

1 1 番委員            だから、経営移譲と税金と、まあまあ今回だってこういうケースが、いろんなケースがあると思うんです。

議長                    そうそう。そこで、わしきのうもあつたんで、きょうちょっと勉強会的にやったら、発言したほうがええかなあと思うて言うてみたんやけどな。さっきも言いよつたんやけど、特に堀江、北嶋、結局固定資産税の高いところというんか、矢野さんとこも当たるんじゃないかなあと思うけどな。まあ、来月ということで、事務局よろしく願います。

ほかにございせんか。

(なし の声あり)

議長                    ないようでしたら、議案第1号を承認することにご異議ございせんか。

(異議なし の声あり)

議長                    異議なしということで、議案第1号を承認といたします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請につい

てを議題といたします。お願いいたします。

香川さんの先に行くか、吉田君。農業委員会等に関する法律の第31条の議事参与の制限の関係で該当いたします香川委員さん一時退席をお願いします。

(香川委員退席)

事務局

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について。

【議案第2号5番について 議案書を基に朗読】

番号5番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域内の農用地ではありませんが、4月に農振除外申請があり、県より異議なしとの回答を得ていることから、第2種農地であると判断しております。転用理由として、貸し資材置き場、貸し露天駐車場となっております。まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和元年8月5日、工事完了が令和2年8月4日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、土地代、造成費等で合計1,130万円となっており、資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当しません。

今回の転用は、集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないことなどから許可要件を全て満たしていると考えております。

議長

5番の案件でございますが、いかがでしょうか。皆さんのほうからご質問等ございましたらご発言いただきたいと思っております。

大西君とこからおりてきたところぐらい。塾があるところ。

推3番委員

そうです。

議長

あの横やったかな。

他にご意見ございませんか。

(なし の声あり)

議長

ないようでしたら、第2号議案の第5番を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長

異議なしということで、5番を承認いたします。

(香川委員着席)

事務局

それでは、議案書について説明いたします。

【議案第2号1番から4番、6番から8番について 議案書を基に朗読】

それでは、番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説

明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域内の農用地ではありませんが、4月に農振除外申請があり、県より異議なしとの回答を得ていることから、第2種農地であると判断しております。転用理由として、分家住宅となっております、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和元年8月1日、工事完了が令和2年1月31日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、建築費、造成費で合計2,618万円となっております、資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以下のため、開発協議には該当しません。

番号2番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域内の農用地ではありませんが、4月に農振除外申請があり、県より異議なしとの回答を得ていることから、第2種農地であると判断しております。転用理由として、分家住宅となっております、まず農地の区分につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和元年8月10日、工事完了が令和2年1月25日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、建築費、造成費等で合計3,000万円となっております、資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当しません。

番号3番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域内の農用地ではありませんが、4月に農振除外申請があり、県より異議なしとの回答を得ていることから、第2種農地であると判断しております。転用理由として、分譲住宅2区画となっております、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和元年8月1日、工事完了が令和2年7月25日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、土地代、造成費等で3,000万円となっております、資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当しません。

番号4番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域の農地ではありませんが、農用地とはなっていない、いわゆる白地であり、第2種農地である



と判断しております。転用理由として、分家住宅となっております、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和元年8月10日、工事完了が令和2年2月9日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、建築費、造成費等で合計2,400万円となっており、資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当いたしません。

番号6番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域内の農用地ではありませんが、4月に農振除外申請があり、県より異議なしとの回答を得ていることから、第2種農地であると判断しております。転用理由として、分家住宅となっております、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和元年8月10日、工事完了が令和2年3月31日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、造成費、建築費等で合計2,300万円となっており、資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当しません。

番号7番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域内の農用地ではありませんが、4月に農振除外申請があり、県より異議なしとの回答を得ていることから、第2種農地であると判断しております。転用理由として、工場となっております、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和元年8月1日、工事完了が令和元年12月31日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、建築費、造成費等で合計1,800万円となっており、資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当しません。

番号8番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域内の農用地ではありませんが、4月に農振除外申請があり、県より異議なしとの回答を得ていることから、第2種農地であると判断しております。転用理由として、貸し駐車場となっております、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和元年8月1日、工事完

了が令和元年12月31日となっていますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、造成費は100万円となっており、資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当しません。

以上、7件につきまして、今回の転用は集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないことなどから許可要件を全て満たしていると考えております。

こちらからは以上です。

議長

皆さんのほうから何かございましたらお願いします。

わかりやすい案件ということではございますが…。

それ、1番ほんなら分断、ちょっと残すとかという。

事務局

番号1番の譲り渡し人●●●●、譲り受け人●●●●、●●●●の案件ですが、まず農振除外をするに当たって、分家住宅だろうが事業物だろうが、所有地の中から選定をするわけですし、その中でまず白地、農振地域じゃなくて白地が優先で候補地を選んでいくんですが、まずこの●●●●さんの場合、所有地が農振農用地ばかりでして、当然田んぼの真ん中、町道には面しているのですが田に囲まれているところがほとんどでした。その場合、農振除外は分家住宅でもなかなか難しいのですが、県との協議を何度も重ねまして、自宅近くで親の面倒を見て、子供の面倒を親に見てもらおうという理由が強くありましたので、ただどうしても農地の分断というのがあったのですが、そこはもう優先順位をいろいろつくっていき、協議を重ねまして、県のほうも同意を得ることができ、今回の農地転用のほうに至りました。本来でしたら、田に挟まれたところに分家住宅を建てると農地の分断というふうな形になって、どうしても分断されるとそこから宅地化がどんどんどんどん広がっていくんですが、今回の●●●●さんの場合、今回の申請地よりもほかのところを分断したら、もっと宅地化が広がっていく地域なので、南鴨の糺というところは、一番候補地としてはここが適していました。

議長

中村さんとこかな、担当。

14番委員

はい、そうです。

議長

田んぼ、●●さんようけ持つとるけど、今事務局説明があったように、ほかのどこよりここが一番転用しやすいということやな。

14番委員

そうです。ここの田んぼが一番近くに家もあるということで、住宅もあるということで。

事務局

あと補足として、ほかの候補地でしたら住宅を建てた場合、浄化槽を

据えることやったんですが、今回の申請地は町道のところに公共下水が入ってまして、下水にはつなぎやすい。公共下水が通っているの宅地化も認めてくれるんじゃないのかというふうな形で協議をしていました。

議長           ほかはございませんか。

(なし の声あり)

議長           ないようでしたら、議案第2号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長           異議なしということで、議案第2号を承認いたします。

続きまして、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。お願いいたします。

事務局           議案第3号をごらんください。

経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画になります。土地所有者が香川県農地機構へ貸し付けをいたします。貸付期間といたしましては、番号1番、4番、5番、7番につきましては、令和元年7月1日から令和11年6月30日までの10年間、それ以外につきましては令和元年7月1日から令和7年6月30日までの6年間の貸し付けとなっております。合計といたしまして、7件で11筆、9,540平米となっております。

以上、7件の計画要請の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、特段問題はないかと考えます。

以上です。

議長           皆さんのほうからご意見、ご質問等ございましたらご発言いただきたいと思えます。

(なし の声あり)

議長           よろしいですか、特段ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長           ないようでしたら、議案第3号を承認いたします。

続きまして、議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定についてを議題といたします。お願いいたします。

事務局           議案第4号をごらんください。

農地中間管理事業の資料となっております。農地利用配分計画案となっており、農業委員会において意見聴取することになっています。香川

県農地機構から、右側の欄に記されている借り手へ貸し付けをいたします。

補足といたしまして、番号12番から14番、15番につきましては、香川県農地機構を通しての貸借が以前より設定されておりましたが、今回は借り手のみの変更申請となります。なので、土地所有者である貸し手から香川県農地機構への貸借は継続したままで、香川県農地機構から借り手への貸借は、耕作者を変更して貸借を設定するということとなります。農業委員会の承認を得ますと、6月24日より公告縦覧となります。

以上です。

議長 ●●●●というたら……。

推3番委員 ●さん。

議長 ああ●か。嫁さんしてるんな。

推3番委員 実質は、娘婿夫婦が労働時間は一番長い。

議長 今まで●がしよったけんとかということ、それはそれでええ。問題ないと思う。

皆さんのほうから何かご意見、ご質問等ございましたらご発言いただきたいと思います。

●●●●●●は松岡さんな。

推5番委員 ええ、そうです。

議長 ほかはございませんか。

(なし の声あり)

議長 ご意見、特にないようでしたら、議案第4号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 異議なしということで、議案第4号を承認いたします。

続きまして、報告案件ということで、その他、事務局お願いいたします。

事務局長 それでは、事務局からは5点ほどご報告があります。

1点目は、相続届について。2点目は、公務災害補償制度について。3点目は、県に対する令和2年度農地等利用の最適化推進施策に関する改善意見のための意見提出について。4点目は、農業経営研修会の開催について。5点目は、平成30年度活動点検評価及び平成31年度活動計画案についてです。

事務局 【その他5点について事務局より説明】

事務局長 続きまして、来月の予定につきましてご報告いたします。

7月の小委員会は、7月18日木曜日の午前9時から、きのうの小委員会で申しわけございません、第1会議室とお伝えしたんですけれども、参議院選挙がある関係でこの会議室が使えませんので、7月の小委員会と定例会は福祉センター3階、階段とかエレベーターで上がっていただいて真正面の突き当たり、広いところの講習室で行いたいと思います。当番委員さんは、5番の斯波委員さん、推進委員さんは8番の松井委員さんをお願いしたいと思います。

定例会は、7月19日金曜日の午前9時から同じく福祉センター3階講習室で行いたいと思います。署名委員さんは、10番の三野委員さん、11番の横關委員さん、12番の矢野委員さんのうちお二人の方をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

なお、8月の小委員会、定例会につきましても、第1会議室がスケジュールでとられとるようなので、同じく福祉センターの3階講習室で行う予定としております。よろしくをお願いします。

それから、今回の定例会終了後、前回の5月定例会で相談させていただきました委員改正に関する協議について、また少しお時間をいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

事務局からは以上です。

議長

以上で予定しておった議事日程は以上でございますが、全体を通しまして皆さんのほうから何かございましたらご発言いただきたいと思ます。

今、事務局言われた閉会后ちょっと勉強会というか、来年に向けてのあるという、その中でも結構かと思ますんで。

(なし の声あり)

議長

ないようでしたら、これで閉会いたしたいと思ます。どうも長時間ありがとうございました。